

令和8年6月吉日

植木剪定会員の皆様へ

越谷市シルバー人材センター 事務局

【重要】高所作業時における安全帯（墜落制止用器具）の適正使用について

2メートル以上の高所作業における安全対策について、リーダー会議にて「クライミング用のハーネスやロープ等を取り入れたい」という、大変前向きで高い安全意識に基づくご提案をいただきました。日頃からの安全に対する深いご配慮に心より感謝申し上げます。

この素晴らしいご提案を現場で活かすため、先日試験的に各班へ1セットずつ支給し、着用研修を実施いたしました。労働安全衛生法及び当センターの安全基準もしっかりと遵守するため、今後の着用基準を以下の通り整理いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 法制度上のルールと背景

- ・**新規格の義務化**：労働安全衛生法により、2メートル以上の高所作業では、厚生労働省の「墜落制止用器具の規格」に適合した新規格安全ベルトの着用が義務付けられています。
- ・**クライミング用品の位置づけ**：優れた安全性を持つ世界的に認められた製品ですが、国内法の「墜落制止用器具」の法定規格には該当しないため、単独での高所作業は認められていません。
- ・**U字つり胴ベルトの注意点**：一部会員に馴染みのあるU字つり胴ベルトについても、法改正により、現在は墜落制止用ではなく「体を安定させる補助具」の位置づけです。そのため、U字つりロープのみでの高所作業も認められません。

2. 今後の着用ルール

より安全に作業したいという皆様の熱意を反映しつつ、法的義務をクリアさせるため、「支給品」と「補助具」を以下の通り組み合わせさせてご使用ください。

【メイン（必須）】センター支給の新規格安全ベルト（胴ベルト1本つり）の着用：万が一の転落を防ぐため、支給された新規格安全ベルト（法定ショックアブソーバー付のもの）を必ず着用し、1本つりランヤードを主幹等堅牢な物に目線より上に接続してください。

【補助（任意）】クライミング用品・U字つりの併用：体の安定や安全向上のため、「クライミング用品」や「U字つり」を支給品の上に重ねて装着・併用することは大歓迎です。ただし、これらはあくまで補助具とし、命綱のメインは必ず支給された新規格安全ベルトにしてください。

3. 会員の皆様へのお願い

現場へは必ずセンター支給の新規格安全ベルトを持参し、高所作業においては正しくセットした上で作業を始めていただきますようお願いいたします。

これからも皆様と一緒に、より安全で働きやすい環境をつくってまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。